

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和5年11月13日京都市条例第16号）（子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）等の施行による児童福祉法等の一部改正に伴い、京都市立学校保育料等徴収条例ほか18条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、第2条（「第4項」を「第3項」に改める部分に限る。）、第5条及び第7条（京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条の2の改正規定に限る。）の規定は、令和6年4月1日から施行することとしました。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第16号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(京都市立学校保育料等徴収条例の一部改正)

第1条 京都市立学校保育料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(京都市乗合自動車旅客運賃条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第4項」を「第3項」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

- (1) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第1項第2号ア
- (2) 京都市青少年科学センター条例第3条第5項第4号
- (3) 京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号ア
- (4) 京都市動物園条例第4条第3項第3号
- (5) 京都市野外活動施設花背山の家条例第5条第2号
- (6) 京都市学校歴史博物館条例第6条第4項第3号
- (7) 京都市宇津峡公園条例第5条第2項第3号
- (8) 京都市宝が池公園運動施設条例第11条第2号
- (9) 京都市宇多野ユースホステル条例第8条第3項第2号
- (10) 京都市交流促進・まちづくりプラザ条例第7条第2項第3号

(京都市地域リハビリテーション推進センター条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 京都市地域リハビリテーション推進センター条例第6条第1項
- (2) 京都市こころの健康増進センター条例第9条第2項

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第4条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

別表第2号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第5条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第5号中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第6条 京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2中「、医療型児童発達支援」を削る。

附則第5項中「改正する」の右に「内閣府令又は」を加える。

(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部改正)

第8条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項を附則第2項とし、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(幼保連携型認定こども園の職員に関する特例)」を付し、附則中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附則第8項中「附則第5項及び第6項前段」を「附則第4項及び第5項前段」に改め、同項を附則第7項とする。

附則中第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

(京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第9条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、子ども・子育て会議令」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（「第4項」を「第3項」に改める部分に限る。）、第5条及び第7条（京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条の2の改正規定に限る。）の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）